

## 第84号議案

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年9月2日 提出

豊後大野市長 橋本 祐輔

### 提案理由

市が設置する特定教育・保育施設において1号認定保護者が預かり保育を利用した場合の負担額と、2号認定保護者の利用者負担額との均衡を図り、もって特定教育・保育施設利用申込の際の保護者の選択肢を広げるため、預かり保育料の額を改定したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成 26 年豊後大野市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 平日(月曜日から金曜日まで)において預かり保育を実施する日の項中「400 円」を「200 円」に改め、同表平日以外において預かり保育を実施する日の項中「800 円」を「400 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。